

## 熊本県毒物劇物取扱者試験委員会設置要項

### (設置)

第1条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務を行うため、毒物劇物取扱者試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 試験問題の決定に関すること（九州地区毒物劇物取扱者試験統一試験問題作成委員会で作成した問題の最終決定）。
- (2) 受験者の合否判定に関すること。
- (3) その他試験の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、健康福祉部職員を委員として組織する。

2 前項の委員の定数は、5名とする。

3 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、健康福祉部健康局長をもって充てる。
- (2) 委員は、薬務衛生課長、薬務衛生課課長補佐、同薬事班長及び監視麻薬班長をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員会を開催するいとまがないときは、持回り審議をもって委員会の決議にかえることができる。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部健康局薬務衛生課で処理する。

### (雑則)

第6条 この要項で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

### 附 則

この要項は、平成22年5月12日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成23年5月11日から施行する。